



佐賀県公報

平成20年
10月7日
(火曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条 例

◎一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例 (三六・総務法制課) 三

◎佐賀県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 (三七・職 員 課) 七

◎職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (三八・) 八

◎佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 (三九・) 九

◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例 (四〇・財 務 課) 九

◎佐賀県核燃料税条例 (四一・税 務 課) 二〇

◎佐賀県税条例の一部を改正する条例 (四二・) 三

◎中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正
する条例 (四三・) 四

◎佐賀県企業立地の促進に関する条例等の一部を改正する条例 (四四・) 五

◎特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (四五・県民協働課) 七

◎佐賀県社会福祉施設条例の一部を改正する等の条例 (四六・健康福祉本部) 一八

◎佐賀商工共済問題に係る給付金の支給に関する条例 (四七・商 工 課) 二〇

公布された条例のあらまし

◎一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例(条例第三六号)

1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等が施行されることに伴い、

佐賀県立自然公園条例その他関係条例について、所要の改正を行うこととし
た。

2 この条例は、平成二〇年二月一日から施行することとした。

◎佐賀県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例(条例第三七号)

1 地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第一条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◎職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三八号)

1 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正さ
れたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第一〇条関係)

2 職員が裁判員として官公署に出頭する場合に特別休暇を与えることができ
ることとした。(第二条関係)

3 この条例は、平成二一年五月二日から施行することとした。ただし、1

は、平成二〇年二月一日から施行することとした。

◎佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(条例第三
九号)

1 独立行政法人国際協力機構法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正
を行うこととした。(第五条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)

1 保健師助産師看護師法の改正に伴い、次に掲げる事務の手数料を定めるこ
ととした。(別表第一関係)

(1) 准看護師再教育研修の実施

(2) 准看護師再教育研修の修了の登録の申請に対する審査

(3) 准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付及び再交付

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県核燃料税条例(条例第四一号)

1 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の

設置者に課することとした。(第四条関係)

2 核燃料税の課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とするこ
ととした。(第五条関係)

3 核燃料税の税率は、一〇〇分の二三とすることとした。(第六条関係)

4 核燃料税の徴収は申告納付の方法によることとし、その納期限は核燃料を
挿入した日から起算して二月(発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が
行われた場合は、三月)を経過する日の属する月の末日までとすることとし
た。(第七条及び第八条関係)

5 この条例は、規則で定める日から施行し、同日から起算して五年間その効
力を有することとした。

○佐賀県税条例の一部を改正する条例(条例第四二号)

1 個人の県民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金を定めることとした。

(第三四条の二関係)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、所要の改正
を行うこととした。(第四六条、第七三条の三及び第七四条関係)

3 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。ただし、2は
平成二〇年二月一日から、4は公布の日から施行することとした。

4 1の寄附金の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為については、関
係規定の施行の前においても行うことができることとした。

○中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
(条例第四三号)

1 県税の不均一課税の対象となる特定商業基盤施設の取得に係る基本計画の
公表期限を平成二二年三月三一日とすることとした。(第二条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県企業立地の促進に関する条例等の一部を改正する条例(条例第四四号)

1 地方法人特別税等に関する暫定措置法が公布されたことに伴い、関係する
次の佐賀県条例について、所要の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県企業立地の促進に関する条例

(2) 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例

(3) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第四五号)

1 特定非営利活動促進法の一部が改正され、社員に電磁的方法による表決権
の行使が認められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第三条、
第九条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。(第八条関係)

3 この条例は、平成二〇年二月一日から施行することとした。

○佐賀県社会福祉施設条例の一部を改正する等の条例(条例第四六号)

1 佐賀県社会福祉施設条例の一部改正(第一条関係)

佐賀向陽園及び伊万里向陽園の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 佐賀県知的障害者通勤寮条例の廃止(第二条関係)

金立寮及び九千部寮の廃止に伴い、佐賀県知的障害者通勤寮条例を廃止す
ることとした。

3 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。

4 佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例
について所要の改正を行うこととした。

○佐賀商工共済問題に係る給付金の支給に関する条例(条例第四七号)

1 この条例は、佐賀商工共済協同組合の破綻に伴い提起された訴訟の判決で、
監督官庁としての県の過失が認められ、損害賠償が命じられたこと及び当該
破綻が地域社会に与えた影響の大きさに堪がみ、訴訟を提起していない被
害者の損害の一部を補てんすることにより、当該被害者の救済を図り、もっ
て商工共済に関する問題の解決に資することを目的とすることとした。(第
一条関係)

- 2 県は、訴訟を提起していない被害者に対し、その者の請求により、給付金を支給することとした。(第三条関係)
- 3 給付金の支給の請求をするには、訴訟を提起していない被害者であることを証する書面を提出しなければならないこととした。(第四条関係)
- 4 給付金の支給の請求期限は、施行の日から起算して一年以内とした。(第五条関係)
- 5 給付金の額は、配当の対象となった債権に応じて定めることとした。(第六条関係)
- 6 その他所要の事項を定めることとした。
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 8 この条例は、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

○ 条 例

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第三十六号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐賀県立自然公園条例の一部改正)

第一条 佐賀県立自然公園条例(昭和三十三年佐賀県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号中チ及びリを削り、ハからトまでをホからリまでとし、口の次に次のように加える。

ハ 法第十七条の三の規定により、仮理事を選任すること。

ニ 法第十七条の四の規定により、特別代理人を選任すること。

第二条の表第一号中カからタまでを削り、ワをタとし、ヲをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 法第三十二条の二第三項又は第四項の規定により、調査を行い、又は裁判所へ意見を述べること。

ヨ 法第三十二条の三の規定による清算終了の届出を受理すること。

ヲ 法第三十一条の八の規定による清算人の氏名等の届出を受理すること。

第二条の表第十号ワ中「第五十五条において準用する民法第八十三条」を「第五十四条の三」に改める。

(公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第三条 公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例

第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第二条第一項第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条

の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、「県が基本金その他これに準ずるものを出資しているもので」を削り、同項第二号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二号第一項第三号の法人を定める政令」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二号第一項第三号の法人を定める政令」に改める。

(市村記念体育館使用料条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「財団法人佐賀県体育協会」の下に「昭和四十七年四月一日に財団法人佐賀県体育協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

- 一 市村記念体育館使用料条例(昭和三十八年佐賀県条例第四号) 第四条第二号
- 二 佐賀県総合運動場条例(昭和四十四年佐賀県条例第九号) 第六条第二号
- 三 佐賀県総合体育館条例(昭和六十一年佐賀県条例第八号) 第七条第二号
- 四 佐賀県ヨットハーバー条例(昭和六十三年佐賀県条例第十二号) 第四条第二号

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

(佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例」に改める。

- 一 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年佐賀県条例第一号) 第二条第四項
- 二 佐賀県職員定数条例(昭和二十四年佐賀県条例第三十六号) 第二条の二第七号
- 三 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年佐賀県条例第四十三号) 第四条第九号

参考資料

第一条(佐賀県立自然公園条例の一部改正)に係る新旧対照表

<p>改 正 後</p> <p>(指定)</p> <p>第三十四条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第二条第二項の特定非営利活動法人その他の規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p> <p>2 5 4 略</p>	<p>改 正 前</p> <p>(指定)</p> <p>第三十四条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条の法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第二条第二項の特定非営利活動法人その他の規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p> <p>2 5 4 略</p>
---	--

第二条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

<p>改 正 後</p> <p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">事 務</th> <th style="width: 50%;">市町又は広域連合</th> </tr> <tr> <td>一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号、以下この号において「法」という。)及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。)</td> <td>唐津市 鳥栖市 伊万里市 鹿島市</td> </tr> <tr> <td>イ・ロ 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 法第十七条の三の規定により、仮理事を選任すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 法第十七条の四の規定により、特別代理人を選任すること。</td> <td></td> </tr> </table> <p>ホ 5 1 略</p>	事 務	市町又は広域連合	一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号、以下この号において「法」という。)及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。)	唐津市 鳥栖市 伊万里市 鹿島市	イ・ロ 略		ハ 法第十七条の三の規定により、仮理事を選任すること。		ニ 法第十七条の四の規定により、特別代理人を選任すること。		<p>改 正 前</p> <p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">事 務</th> <th style="width: 50%;">市町又は広域連合</th> </tr> <tr> <td>一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号、以下この号において「法」という。)及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。)</td> <td>唐津市 鳥栖市 伊万里市 鹿島市</td> </tr> <tr> <td>イ・ロ 略</td> <td></td> </tr> </table> <p>ハ 5 1 略</p>	事 務	市町又は広域連合	一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号、以下この号において「法」という。)及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。)	唐津市 鳥栖市 伊万里市 鹿島市	イ・ロ 略	
事 務	市町又は広域連合																
一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号、以下この号において「法」という。)及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。)	唐津市 鳥栖市 伊万里市 鹿島市																
イ・ロ 略																	
ハ 法第十七条の三の規定により、仮理事を選任すること。																	
ニ 法第十七条の四の規定により、特別代理人を選任すること。																	
事 務	市町又は広域連合																
一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号、以下この号において「法」という。)及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。)	唐津市 鳥栖市 伊万里市 鹿島市																
イ・ロ 略																	

十の二〇二十八略	<p>一の二〇九の六略</p> <p>レクナ略</p> <p>十 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）以下この号及び次号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） イ〜ラ略</p> <p>ワ 法第五十四条の三の規定による清算終了の届出を受理すること。</p>	<p>ヌ・ル略</p> <p>ヲ 法第三十一条の八の規定による清算人の氏名等の届出を受理すること。</p> <p>カ 法第三十二条の二第三項又は第四項の規定により、調査を行い、又は裁判所へ意見を述べること。</p> <p>ヨ 法第三十二条の三の規定による清算終了の届出を受理すること。</p> <p>タ 略</p> <p>佐賀市 唐津市 多久市 武雄市 小城市 嬉野市 神崎市 各町（有田町を除く）</p>
----------	---	---

十の二〇二十八略	<p>一の二〇九の六略</p> <p>レクナ略</p> <p>十 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）以下この号及び次号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） イ〜ラ略</p> <p>ワ 法第五十五条において準用する民法第八十三条の規定による清算終了の届出を受理すること。</p>	<p>チ 法第三十条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の規定により、仮理事を選任すること。</p> <p>リ 法第三十条において準用する民法第五十七条の規定により、特別代理人を選任すること。</p> <p>ヌ・ル略</p> <p>カ 法第四十条第一項において準用する民法第七十七条第二項の規定による清算人の氏名等の届出を受理すること。</p> <p>ヨ 法第四十条第一項において準用する民法第八十三条の規定による清算終了の届出を受理すること。</p> <p>タ 法第四十条第二項又は第三項の規定により、調査を行い、又は裁判所へ意見を述べること。</p> <p>ヲ 略</p> <p>佐賀市 唐津市 多久市 武雄市 小城市 嬉野市 神崎市 各町（有田町を除く）</p>
----------	--	--

第三条（公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「法」という。）第二条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第二項、第九条、第十条第一項及び第二項並びに第十二条第一項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の派遣）

第二条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 一般社団法人又は一般財団法人のうち、人事委員会規則で定めるもの

改正前

公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「法」という。）第二条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第二項、第九条、第十条第一項及び第二項並びに第十二条第一項の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の派遣）

第二条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人のうち、県が基本金その他これに準ずるものを出資しているもので人事委員会規則で定めるもの

二 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）に定める法人のうち、県内に事務所を有するもので人事委員会規則で定めるもの

三略

2・3略

二 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）に定める法人のうち、県内に事務所を有するもので人事委員会規則で定めるもの

三略

2・3略

第四条 (市村記念体育館使用料条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(競技場使用料の減免)</p> <p>第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、競技場使用料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 財団法人佐賀県体育協会(昭和四十七年四月一日に財団法人佐賀県体育協会と</p>	<p>(競技場使用料の減免)</p> <p>第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、競技場使用料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 財団法人佐賀県体育協会に加盟する団</p>
三・四略	三・四略

第四条 (佐賀県総合運動場条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(施設使用料の減免)</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、施設使用料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 財団法人佐賀県体育協会(昭和四十七年四月一日に財団法人佐賀県体育協会と</p>	<p>(施設使用料の減免)</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、施設使用料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 財団法人佐賀県体育協会に加盟する団</p>
三略	三略

第四条 (佐賀県総合体育館条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(施設使用料の減免)</p> <p>第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設使用料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 財団法人佐賀県体育協会(昭和四十七年四月一日に財団法人佐賀県体育協会と</p>	<p>(施設使用料の減免)</p> <p>第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設使用料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 財団法人佐賀県体育協会に加盟する団</p>
三略	三略

第四条 (佐賀県ヨットハーバー条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料(別表に掲げる給水施設に係る使用料を除く。)の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 財団法人佐賀県体育協会(昭和四十七年四月一日に財団法人佐賀県体育協会と</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料(別表に掲げる給水施設に係る使用料を除く。)の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 財団法人佐賀県体育協会に加盟する団</p>
三略	三略

表 附則第二項（佐賀県職員）の留学費用の償還に関する条例の一部改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において「特別職地方公務員等」とは、地方公務員法第三条に規定する特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成十三年佐賀県条例第四十六号）第十条に規定する特定法人その他その業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものを使用される者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この条例において「特別職地方公務員等」とは、地方公務員法第三条に規定する特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成十三年佐賀県条例第四十六号）第十一条に規定する特定法人その他その業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものを使用される者をいう。</p>

改正後	改正前
<p>附則第二項（佐賀県職員定数条例の一部改正）に係る新旧対照表</p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第二条の二 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外とする。</p> <p>一〜六 略</p> <p>七 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成十三年佐賀県条例第四十六号）第二条第一項の規定により派遣された職員</p> <p>八・九 略</p>	<p>(定数外の職員)</p> <p>第二条の二 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外とする。</p> <p>一〜六 略</p> <p>七 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成十三年佐賀県条例第四十六号）第二条第一項の規定により派遣された職員</p> <p>八・九 略</p>

表 附則第二項（佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>一〜八 略</p> <p>九 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成十三年佐賀県条例第四十六号）</p>	<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>一〜八 略</p> <p>九 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成十三年佐賀県条例第四十六号）</p>

佐賀県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十年十月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第三十七号

佐賀県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

佐賀県特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年佐賀県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「報酬の」を「議員報酬の」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(設置)	(設置)
<p>第一条 県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について調査審議するため、佐賀県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>第一条 県議会議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について調査審議するため、佐賀県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第三十八号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第二十二條第二号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年五月二十一日から施行する。ただし、第十条第一項第三号の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

参考資料

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(年次休暇)	(年次休暇)
<p>第十条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、佐賀県以外の地方公共団体の職員、国家公務員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第三条に規定する派遣職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第三條第二項に規定する派遣職員及び同法第十条第二項に規定する退職派遣者(以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。)であった者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事委員会規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数</p>	<p>第十条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、佐賀県以外の地方公共団体の職員、国家公務員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第三条に規定する派遣職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第三條第二項に規定する派遣職員及び同法第十条第二項に規定する退職派遣者(以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事委員会規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数</p>

2・3 略

(特別休暇)

第二十二條 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。

- 一 略
 - 二 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合 その都度必要と認める期間
- 三〇九 略

2・3 略

(特別休暇)

第二十二條 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。

- 一 略
 - 二 証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合 その都度必要と認める期間
- 三〇九 略

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三十九号

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年佐賀県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(奉仕活動)</p> <p>第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、独立行政法人国際協力機</p>	<p>(奉仕活動)</p> <p>第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、独立行政法人国際協力機</p>

構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第四号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動その他任命権者がこれに準ずると認める奉仕活動（これらの奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）とする。

構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動その他任命権者がこれに準ずると認める奉仕活動（これらの奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）とする。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成十二年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する

別表第一百十七号の次に次の四号を加える。

百十七の二 保健師助産師看護師法第十五条の二第二項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	准看護師再教育研修を受けようとする者	准看護師再教育研修手数料	イ 保健師助産師看護師法第十四条第二項の規定に基づく戒告処分を受けた者 四万五千円 ロ イに掲げる者以外の者 七万五千円	研修を受けようとするとき
百十七の三 保健師助産師看護師法第十五条の二第四項の規定に基づく准看護師再教育研修の修了の登録の申請に対する審査	准看護師再教育研修修了の登録を申請する者	准看護師再教育研修修了登録申請手数料	五千六百元	登録申請のとき

百十七の四 保健師助産師看護師法第十五条の二第五項及び第十六条の規定に基づき准看護師再教育研修了登録証の書換え交付	准看護師再教育研修了登録証の書換え交付を受けようとする者	准看護師再教育研修了登録証の書換え交付手数料	三千四百円	書換え交付申請のとき
百十七の五 保健師助産師看護師法第十五条の二第五項及び第十六条の規定に基づき准看護師再教育研修了登録証の再交付	准看護師再教育研修了登録証の再交付を受けようとする者	准看護師再教育研修了登録証再交付手数料	四千四百円	再交付申請のとき

附則
この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後					改正前				
別表第一(第二条関係)					別表第一(第二条関係)				
事務	納付義務者	名称	手数料額	納付時期	事務	納付義務者	名称	手数料額	納付時期
百十七の二 保健師助産師看護師法第十五条の二第二項の規定に基づき准看護師再教育研修の実施	准看護師	准看護師再教育研修	五千六百円	研修を受けようとするとき	百十七の二 保健師助産師看護師法第十五条の二第二項の規定に基づき准看護師再教育研修の実施	准看護師	准看護師再教育研修	五千六百円	研修を受けようとするとき
百十七の三 保健師助産師看護師法第十五条の二第四項の規定に基づき准看護師再教育研修の修了の登録の申請に對する審査	准看護師	准看護師再教育研修修了の登録の申請	五千六百円	申請のとき	百十七の三 保健師助産師看護師法第十五条の二第四項の規定に基づき准看護師再教育研修の修了の登録の申請に對する審査	准看護師	准看護師再教育研修修了の登録の申請	五千六百円	申請のとき

佐賀県核燃料税条例をここに公布する。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第四十一号

佐賀県核燃料税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」といふ。)第四条第三項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 発電用原子炉 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第

備考略	百十七の四 保健師助産師看護師法第十五条の二第五項及び第十六条の規定に基づき准看護師再教育研修了登録証の書換え交付	准看護師再教育研修了登録証の書換え交付手数料	三千四百円	書換え交付申請のとき
備考略	百十七の五 保健師助産師看護師法第十五条の二第五項及び第十六条の規定に基づき准看護師再教育研修了登録証の再交付	准看護師再教育研修了登録証再交付手数料	四千四百円	再交付申請のとき
備考略	百十八〜四百九十四略			

四号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。

二 核燃料 原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用することができる形状又は組成のものをいう。

(賦課徴収)

第三条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるものを除くほか、佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第四条 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十九条第一項の規定により経済産業大臣が行う使用前検査のすべてに合格した日

二 発電用原子炉について電気事業法第五十四条の規定により経済産業大臣が行う定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日

三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(課税標準)

第五条 核燃料税の課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料（発電用原子炉への挿入について既に核燃料税が課され、又は課されるべきであった核燃料を除く。）の価額とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

(税率)

第六条 核燃料税の税率は、百分の十三とする。

(徴収の方法)

第七条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第八条 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入した場合には、当該核燃料を挿入した日から起算して二月（第四条第二項第一号に掲げる場合にあつては、三月）を経過する日の属する月の末日（第五条第二項の取得原価が確定しないことによつて同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定する日）までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する核燃料税の課税標準額及び税額その他の必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。

(期限後申告等)

第九条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第二百七十六条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定により申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によつて納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第十条 法第二百七十六条第四項の規定による核燃料税に係る更正又は決定の通知、法第二百七十八条第五項の規定による核燃料税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第二百七十九条第四項の規定によ

る核燃料税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(不足税額等の納付手続)

第十一条 核燃料税の納税義務者は、前条の通知書により通知を受けた場合には、当該通知書に係る不足税額（更正により増加した税額又は決定による税額をいう。）及び過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに納付書によって納付しなければならない。

(県税事務所の長に対する知事の権限の特例等)

第十二条 核燃料税の賦課徴収に係る佐賀県税条例の規定の適用については、

同条例第三条第一号中「固定資産税」とあるのは、「固定資産税」と、同条例第五条第一項中「及び狩猟税」とあるのは、「狩猟税及び核燃料税」と、同条例第九条中「この条例」とあるのは、「この条例又は佐賀県核燃料税条例（平成二十年佐賀県条例第四十一号）」と、「及び狩猟税」とあるのは、「狩猟税及び核燃料税」と、同条例第九条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは佐賀県核燃料税条例」とする。

(補則)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第二百五十九条の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における発電用原子炉への核燃料の挿入について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

(有効期限等)

3 この条例は、施行日から起算して五年間（以下「適用期間」という。）その効力を有する。

4 この条例は、適用期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入について課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、適用期間経過後においても、なおその効力を有する。

佐賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第四十二号

佐賀県税条例の一部を改正する条例

佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二に次の一号を加える。

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、次に掲げるもの

イ 県内に事業所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該事業所において収納されたものに限る。）

ロ 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条の規定により知事又は教育委員会の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託に対して支出した金銭

ハ イ及びロに掲げるもののほか、特に県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところにより知事が指定した寄附金又は金銭

第四十六条第一項第一号を次のように改める。

一 一般社団法人又は一般財団法人

第七十三条の三中「財団法人佐賀県体育協会」の下に「昭和四十七年四月一日に財団法人佐賀県体育協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

第七十四条第三項中「財団法人日本ゴルフ協会」の下に「昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第四十六条第一項第一号、第七十三条の三及び第七十四条第三項の改正規定は平成二十一年十二月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の佐賀県税条例(以下「新条例」という。)第三十条の二第三号ハの規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第三十四条の二第三号ハの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 新条例第三十四条の二第三号の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支出する寄附金について適用する。

4 平成二十一年度から平成二十六年年度までの各年度分の個人の県民税についての新条例第三十四条の二第三号の規定の適用については、同号中「第四十条の十八の三」とあるのは、「第四十一条の十八の三並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

参考資料

佐賀県税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
	(寄附金税額控除) 第三十四条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に法第三十七条の二第一項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 一・二 略	(寄附金税額控除) 第三十四条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に法第三十七条の二第一項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 一・二 略
	三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、次に掲げるもの イ 県内に事業所を有する法人又は団体に対する寄附金(当該事業所において収納されたものに限る。) ロ 公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第二条の規定により	

知事又は教育委員会の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託に対して支出した金銭

ハ イ及びロに掲げるもののほか、特に県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところにより知事が指定した寄附金又は金銭

(法人等の県民税の減免)

第四十六条 知事は、次の各号のいずれかに該当するものうち、必要があると認める者に対し、県民税を減免する。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人

二・三 略

2・3 略

(ゴルフ場利用税の課税免除)

第七十三条の三 県民に対するスポーツの普及振興を目的として財団法人佐賀県体育協会(昭和四十七年四月一日に財団法人佐賀県体育協会という名称で設立された法人をいう。)が主催する競技会におけるゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課さない。

(ゴルフ場利用税の税率)

第七十四条 略

2 略

3 財団法人日本ゴルフ協会(昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。)又は同協会に加盟する地区連盟が主催する競技会で

(法人等の県民税の減免) 第四十六条 知事は、次の各号のいずれかに該当するものうち、必要があると認める者に対し、県民税を減免する。

- 一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の公益法人

二・三 略

2・3 略

(ゴルフ場利用税の課税免除)

第七十三条の三 県民に対するスポーツの普及振興を目的として財団法人佐賀県体育協会が主催する競技会におけるゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課さない。

(ゴルフ場利用税の税率)

第七十四条 略

2 略

3 財団法人日本ゴルフ協会又は同協会に加盟する地区連盟が主催する競技会で知事が必要であると認めるものに参加するプロゴルファー以外の選手のゴルフ場の利用(当

知事が必要であると認めるものに参加するプロゴルファー以外の選手のゴルフ場の利用(当該競技会の競技としての利用に限る。)について、当該ゴルフ場が別に利用料金を定め、かつ、その利用料金が通常の利用料金に比較して二割以上軽減されている場合における当該軽減されている利用料金で利用する者の当該利用に係るゴルフ場利用税の税率は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の二分の一とする。

該競技会の競技としての利用に限る。)について、当該ゴルフ場が別に利用料金を定め、かつ、その利用料金が通常の利用料金に比較して二割以上軽減されている場合における当該軽減されている利用料金で利用する者の当該利用に係るゴルフ場利用税の税率は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の二分の一とする。

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第四十三号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十一年佐賀県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

改 正 前

<p>(県税の不均一課税)</p> <p>第三条 市町が法第九条第十項に規定する認定基本計画の公表をした日(当該公表をした日が平成二十二年三月三十一日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して三年内に当該市町の区域内の中心市街地において認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者(以下「特定商業基盤施設設置者」という。)について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋(当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、省令第二条第一項第一号に規定する事務所等(以下「事務所等」という。)に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、佐賀県条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)第五十八条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。</p>	<p>(県税の不均一課税)</p> <p>第三条 市町が法第九条第十項に規定する認定基本計画の公表をした日(当該公表をした日が平成二十年三月三十一日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して三年内に当該市町の区域内の中心市街地において認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者(以下「特定商業基盤施設設置者」という。)について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋(当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、省令第二条第一項第一号に規定する事務所等(以下「事務所等」という。)に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、佐賀県条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)第五十八条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。</p>
---	--

る。

佐賀県企業立地の促進に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布す

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十四号

佐賀県企業立地の促進に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第四十九条」を「附則第十四条の三の規定により読み替えられた県税条例第四十九条」に、「第五十一条の四」を「県税条例第五十一条の四」に改める。

- 一 佐賀県企業立地の促進に関する条例(平成十七年佐賀県条例第四十二号) 第四条

- 二 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例(平成十五年佐賀県条例第七号) 第三条第一項
- 三 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成十七年佐賀県条例第五十七号) 第三条第一号

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の佐賀県企業立地の促進に関する条例、原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税)の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税)

及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。については、なお従前の例による。

参考資料

(佐賀県企業立地の促進に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事業税の課税免除等)</p> <p>第四条 知事は、特区内において対象施設を 対象事業の用に供した日の属する年又は事 業年度以後引き続く五年(以下「課税免 除対象期間」という。)に係る各年又は各 事業年度の課税標準となるべき所得金額、 付加価値額及び資本金等の額又は収入金額 のうち次の算式により算定した額(以下 「対象所得等」という。)に対して特例対象 者に課する事業税については課税を免除し、 当該課税免除対象期間の翌年度以後引き続 く五年に係る対象所得等に対して特例対 象者に課する事業税については、佐賀県税 条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。 以下「県税条例」という。)附則第十四条 の三の規定により読み替えられた県税条例 第四十九条又は県税条例第五十一条の四の 規定にかかわらず、これらの規定による税 率に二分の一を乗じて得た税率とすること ができる。</p>	<p>(事業税の課税免除等)</p> <p>第四条 知事は、特区内において対象施設を 対象事業の用に供した日の属する年又は事 業年度以後引き続く五年(以下「課税免 除対象期間」という。)に係る各年又は各 事業年度の課税標準となるべき所得金額、 付加価値額及び資本金等の額又は収入金額 のうち次の算式により算定した額(以下 「対象所得等」という。)に対して特例対象 者に課する事業税については課税を免除し、 当該課税免除対象期間の翌年度以後引き続 く五年に係る対象所得等に対して特例対 象者に課する事業税については、佐賀県税 条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。 以下「県税条例」という。)第四十九条又 は第五十一条の四の規定にかかわらず、こ れらの規定による税率に二分の一を乗じて 得た税率とすることができる。</p>

<p>当該特例対象者が特区内において新設又は増設した対象施設で当該事業に従事する者の数</p> $\frac{\text{当該特例対象者が特区内に有する事務所又は事業所の従業員の数}}{\text{当該特例対象者が特区内において新設又は増設した対象施設で当該事業に従事する者の数}}$	<p>当該特例対象者が特区内において新設又は増設した対象施設で当該事業に従事する者の数</p> $\frac{\text{当該特例対象者が特区内に有する事務所又は事業所の従業員の数}}{\text{当該特例対象者が特区内において新設又は増設した対象施設で当該事業に従事する者の数}}$
--	--

(原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(県税の不均一課税)</p> <p>第三条 原子力発電施設等立地地域内において、省令第一条第一号に定める期間(以下「対象期間」という。)内に特定設備を新設し、又は増設した者については、当該特定設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年以内の各年又は各事業年度の所得金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち省令第二条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率は、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)附則第十四条の三の規定により読み替えられた県税条例第四十九条及び県税条例第五十一条の四の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。</p> <p>一 初年度 県税条例附則第十四条の三の規定により読み替えられた県税条例第四</p>	<p>(県税の不均一課税)</p> <p>第三条 原子力発電施設等立地地域内において、省令第一条第一号に定める期間(以下「対象期間」という。)内に特定設備を新設し、又は増設した者については、当該特定設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年以内の各年又は各事業年度の所得金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち省令第二条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率は、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)第四十九条及び第五十一条の四の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。</p> <p>一 初年度 県税条例第四十九条又は第五</p>

<p>十九条又は県税条例第五十一条の四に規定する税率に二分の一を乗じて得た率</p> <p>二 第二年度 県税条例附則第十四条の三の規定により読み替えられた県税条例第四十九条又は県税条例第五十一条の四に規定する税率に四分の三を乗じて得た率</p> <p>三 第三年度 県税条例附則第十四条の三の規定により読み替えられた県税条例第四十九条又は県税条例第五十一条の四に規定する税率に八分の七を乗じて得た率</p> <p>2・3 略</p>	<p>乗じて得た率</p> <p>二 第二年度 県税条例第四十九条又は第五十一条の四に規定する税率に四分の三を乗じて得た率</p> <p>三 第三年度 県税条例第四十九条又は第五十一条の四に規定する税率に八分の七を乗じて得た率</p> <p>2・3 略</p>
---	--

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

<p>改正後</p> <p>(県税の不均一課税)</p> <p>第三条 半島振興対策実施地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率は、次に定めるところによる。</p> <p>一 新設又は増設に係る特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年以内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして、省令第二条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率は、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)附則第十四条の三の規定により読み替えられた県税条例第四十九条及び県税条例第五十一条の四の規</p>	<p>改正前</p> <p>(県税の不均一課税)</p> <p>第三条 半島振興対策実施地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率は、次に定めるところによる。</p> <p>一 新設又は増設に係る特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年以内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして、省令第二条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率は、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)第四十九条及び第五十一条の四の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定</p>
---	---

<p>定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。</p> <p>イ 初年度 県税条例附則第十四条の三の規定により読み替えられた県税条例第四十九条又は県税条例第五十一条の四に規定する税率に二分の一を乗じて得た率</p> <p>ロ 第二年度 県税条例附則第十四条の三の規定により読み替えられた県税条例第四十九条又は県税条例第五十一条の四に規定する税率に四分の三を乗じて得た率</p> <p>ハ 第三年度 県税条例附則第十四条の三の規定により読み替えられた県税条例第四十九条又は県税条例第五十一条の四に規定する税率に八分の七を乗じて得た率</p> <p>二・三 略</p>	<p>める税率とする。</p> <p>イ 初年度 県税条例第四十九条又は第五十一条の四に規定する税率に二分の一を乗じて得た率</p> <p>ロ 第二年度 県税条例第四十九条又は第五十一条の四に規定する税率に四分の三を乗じて得た率</p> <p>ハ 第三年度 県税条例第四十九条又は第五十一条の四に規定する税率に八分の七を乗じて得た率</p> <p>二・三 略</p>
---	---

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十年十月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第四十五号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成十年佐賀県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とする。

第八条第一項中「において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十一条第一項、法第二十八条第一項及び法」を、「第二十八条第一項及び」

に改め、同条第二項中「において準用する民法第五十一条第一項、法第二十八条第一項及び法」を、「第二十八条第一項及び」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(電磁的方法による表決)

第三条 法第十四条の七第三項に規定する電磁的方法により表決をする場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものにより行わなければならない。

附 則

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

参考資料

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

<p>第二条 略</p> <p>改正後</p>	<p>第二条 略</p> <p>改正前</p>
<p>(電磁的方法による表決)</p> <p>第三条 法第十四条の七第三項に規定する電磁的方法により表決をする場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものにより行わなければならない。</p>	
<p>第四条 略</p> <p>第六条 略</p> <p>(情報の提供を受けた書類の写しの閲覧)</p> <p>第七条 法第四十四条第三項の規定による閲覧については、第五条の規定を準用する。</p>	<p>第三条 略</p> <p>第五条 略</p> <p>(情報の提供を受けた書類の写しの閲覧)</p> <p>第六条 法第四十四条第三項の規定による閲覧については、第四条の規定を準用する。</p>

第八条 略

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第九条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百十九号。以下「電子文書法」という。)第三条第一項の主務省令で定める保存は、**法第十四条**、**第二十八條第一項及び第三十五條第一項の規定による書面の備置きとする。**

2 電子文書法**第四条第一項の主務省令で定める作成は、法第十四条、第二十八條第一項及び第三十五條第一項の規定による書面の作成とする。**

3・4 略

第十条 略

第七条 略

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第八条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百十九号。以下「電子文書法」という。)第三条第一項の主務省令で定める保存は、**法第十四条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十一條第一項、法第二十八條第一項及び法第三十五條第一項の規定による書面の備置きとする。**

2 電子文書法**第四条第一項の主務省令で定める作成は、法第十四条において準用する民法第五十一條第一項、法第二十八條第一項及び法第三十五條第一項の規定による書面の作成とする。**

3・4 略

第九条 略

佐賀県社会福祉施設条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第四十六号

佐賀県社会福祉施設条例の一部を改正する等の条例

(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)

第一条 佐賀県社会福祉施設条例(昭和三十三年佐賀県条例第十七号)の一部

を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県児童福祉施設条例

第一条及び第二条を次のように改める。

(設置)

第一条 社会福祉事業を行うため、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づき児童福祉施設を設置する。

(名称、種類及び位置)

第二条 児童福祉施設の名称、種類及び位置は、次のとおりとする。

名 称	種 類	位 置
みどり園	乳児院	佐賀市
聖華園	児童養護施設	佐賀市
春日園	知的障害児施設	佐賀市
虹の松原学園	児童自立支援施設	唐津市

第五条第一項及び第二項中「佐賀向陽園、伊万里向陽園及び」を削る。

(佐賀県知的障害者通勤療養条例の廃止)

第二条 佐賀県知的障害者通勤療養条例(昭和五十一年佐賀県条例第十三号)は、

廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例の一部改正)

2 佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例(平成十九年佐賀県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 佐賀県児童福祉施設条例(昭和三十三年佐賀県条例第十七号)第一条の規定により設置されているみどり園及び聖華園

第二条第五号を削る。

参考資料

第一条(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

佐賀県児童福祉施設条例

第一条 社会福祉事業を行うため、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づき児童福祉施設を設置する。

第一条 この条例は、社会福祉事業を行うため、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づき老人福祉施設及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づき児童福祉施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置することを目的とする。

改正前

佐賀県社会福祉施設条例

第一条 前条に定める社会福祉施設を次のとおり設置する。

(設置)

一 老人福祉施設

名 称	施設の種類	位 置
伊万里向陽園	養護老人ホーム	佐賀市
伊万里市		伊万里市

二 児童福祉施設

名 称	施設の種類	位 置
みどり園	乳児院	佐賀市
聖華園	児童養護施設	佐賀市
春日園	知的障害児施設	佐賀市
虹の松原学園	児童自立支援施設	唐津市

名 称	種 類	位 置
みどり園	乳児院	佐賀市
聖華園	児童養護施設	佐賀市
春日園	知的障害児施設	佐賀市
虹の松原学園	児童自立支援施設	唐津市

第二条 児童福祉施設の名称、種類及び位置は、次のとおりとする。

(名称、種類及び位置)

(指定管理者)

第五条 知事は、聖華園の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 聖華園の施設の利用に関する業務
- 二 聖華園の施設の維持及び管理に関する業務

3・4 略

(指定管理者)

第五条 知事は、佐賀向陽園、伊万里向陽園及び聖華園の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 佐賀向陽園、伊万里向陽園及び聖華園の施設の利用に関する業務
- 二 佐賀向陽園、伊万里向陽園及び聖華園の施設の維持及び管理に関する業務

3・4 略

附則第二項（佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後

(定義)

第二条 この条例において、県立福祉施設とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 略
- 二 佐賀県児童福祉施設条例（昭和三十三年佐賀県条例第十七号）第一条の規定により設置されているみどり園及び聖華園
- 三・四 略

改 正 前

(定義)

第二条 この条例において、県立福祉施設とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 略
- 二 佐賀県社会福祉施設条例（昭和三十三年佐賀県条例第十七号）第二条の規定により設置されている佐賀向陽園、伊万里向陽園、みどり園及び聖華園
- 三・四 略
- 五 佐賀県知的障害者通勤条例（昭和五十一年佐賀県条例第十三号）第一条の規定により設置されている金立寮及び九千部寮

佐賀商工共済問題に係る給付金の支給に関する条例をここに公布する。

平成二十年十月七日

●佐賀県条例第四十七号

佐賀商工共済問題に係る給付金の支給に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、佐賀商工共済協同組合（以下「商工共済」という。）の破綻に伴い提起された訴訟の判決で、監督官庁としての県の過失が認められ、損害賠償が命じられたこと及び当該破綻が地域社会に与えた影響の大きさにかんがみ、訴訟を提起していない被害者の損害の一部を補てんすることに より、当該被害者の救済を図り、もって商工共済に関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 配当 商工共済の破産手続による配当をいう。
 - 二 元役員 商工共済の役員であった者をいう。
 - 三 被害者 配当を受けた商工共済の元組合員（元役員を除く。）をいう。
 - 四 共済掛金 被害者が商工共済に預け入れていた共済掛金をいう。
 - 五 貸付金 商工共済が被害者から借り入れていた貸付金をいう。
- (給付金の支給)

第三条 県は、訴訟を提起していない被害者（当該被害者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に死亡している場合にあつては、その相続人）に対し、その者の請求により、給付金を支給する。

2 給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合においてその者がその死亡前に給付金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、その者の給付金の支給を請求することができる。

(給付金の支給手続)

佐賀県知事 古 川 康

第四条 給付金の支給の請求をするには、当該請求をする者又はその被相続人が訴訟を提起していない被害者であることを証する書面を提出しなければならない。

2 給付金の支給を受けることができる相続人が二人以上あるときは、自己以外の相続人の委任状を添付して請求しなければならない。

(給付金の請求期限)

第五条 給付金の支給の請求は、施行日から起算して一年以内に行わなければならない。

(給付金の額)

第六条 給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 配当の対象となつた債権が共済掛金の場合 共済掛金の全額(平成八年七月以前に預け入れられた共済掛金を除く。以下同じ。)から配当金(配当金から平成八年七月以前に預け入れた共済掛金に相当する額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額)を減じて得た額に四分の一を乗じて得た額

二 配当の対象となつた債権が貸付金の場合 貸付金の十分の四に相当する額に四分の一を乗じて得た額

三 配当の対象となつた債権が共済掛金及び貸付金の場合 共済掛金の全額と貸付金の十分の四に相当する額との合計額(配当金から平成八年七月以前に預け入れた共済掛金に相当する額及び貸付金の十分の六に相当する額を控除してなお残余があるときは、当該合計額から当該残余の額を減じて得た額)に四分の一を乗じて得た額

(不正利得の徴収)

第七条 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、県は、その者から、その支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は

一部を徴収することができる。

(譲渡等の禁止)

第八条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十月七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社